

産業財産権取得支援事業補助金 提出書類確認シート兼同意書

書類不備や、審査の際にお電話させていただくことがありますので、連絡先については、必ず、日中連絡がつく電話番号を記載してください。

※書類が不備なく、すべて揃ったものから審査を開始します。

※一定期間連絡が取れない場合は、書類を返却させていただきます。

※審査開始から、交付決定までは2週間～1か月程度かかります。

※申請内容把握のために、申請書類は、区に提出する前に写しをとり、保管をしてください。

1. 会社名・連絡先等

フリガナ		
法人名または屋号・名称		
フリガナ		
申請担当者		
連絡先① (TEL①・TEL②)	②	②
E-mail		

2. 提出書類について

必要書類一覧 (すべて用意します。)	チェック欄	区使用欄	
同意書			
港区産業財産権取得支援事業補助金交付申請書 (第1号様式)			
事業計画書 (第2号様式)			
収支計画書 (第3号様式)			
産業財産権取得に必要な経費の見積書			
弁理士等委託契約書の写し ※弁理士等と委託契約をした場合のみ			
納税証明書 (法人：法人住民税と法人事業税 (港都税事務所発行)) (港区民) 特別区民税・都民税 (港区役所発行) (港区民以外) 特別区民税・都民税 事業所課税 (港区役所発行)			
法人：履歴事項全部証明書の写し※3ヶ月以内発行のもの 個人事業主：開業届			
産業財産権の概要・明細書 (特許庁へ提出した書類の写し)			

裏面の同意書を確認いただき、レ点でチェック及び署名をお願いします。

同意書

私は、港区産業財産権取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとしします。

- 港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し、申請しています。
- 発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業もしくは大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業といったみなし大企業ではありません。
- 中小企業基本法に規定される中小企業です。
- バーチャルオフィスではありません。
- 法人においては、区内に本社があり、引き続き1年以上区内で事業を営んでおり、個人においては、区内に住所があり、引き続き1年以上区内で事業を営んでいます。
- 法人においては、納期の到来している法人事業税・法人住民税を滞納していません。また、個人においては、納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していません。
- 産業財産権の出願を終了しています。
- 過去に同種の産業財産権の取得において区の補助金は受けていません。
- 申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去に受けたことがある場合も含む）
- 事業の実施期間終了日（3/20）までに実績報告書の提出までを完了すること。これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
- 補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金は交付されません。
- 補助金利用後に効果等の聞き取りを実施します。その際、個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。

申請者氏名（代表者）

印

※交付申請書で使用する同じ印を押印してください。